特別養護老人ホーム　藤の園　運　営　規　程

（趣　旨）

第１条　この規程は、介護保険法及び青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）その他関係法令通知の定めるもののほか、社会福祉法人　藤聖母園（以下「当法人」という。）が設置経営する、特別養護老人ホーム　藤の園（以下「当施設」という。）の運営に関する重要事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　当施設が行う介護老人福祉事業は、高齢者が要介護状態で介護者に代わって介護する必要がある場合、当該利用者に対し、入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活にわたる援助を行うと共に、福祉の向上を図ることを目的とする。

（運営方針）

第３条　運営の方針は以下のとおりとする。

（１）入居者の生活介護の提供に当たり、施設サービス計画に基づき日常生活を営むのに必要な援助を行う。

（２）入居者の生活介護の提供に当たり、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又は、その家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明し同意を得る。

（３）入居者の生活介護の提供に当たり、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

（４）当施設は、サービス提供に当たり、当該又は他の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。

（５）前項、身体的拘束を行う場合は、入居者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由などを記録する。

（６）常に入居者の心身の状況、その置かれている環境の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

（事業所の名称及び所在地）

第４条　事業所の名称及び所在地は次に掲げるとおりとする。

（１）事業所名称：特別養護老人ホーム　藤の園

（２）所　在　地：〒030－0953　青森市大字駒込字蛍沢　387 番地１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は別表１のとおりとする。

（入居定員）

第６条　入居定員は６０名とする。（ユニット型個室）

２　　ユニット数は６ユニットで、ユニットごとの入居定員は１０名とする。

（入居者に対するサービスの内容）

第７条　当施設は入居者に対し以下のサービスの提供を行う。

（１）食　事

当施設では栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の方の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。食事の時間は次のとおりとする。

イ）朝食　７：４５頃から　ロ）昼食　１２：１５頃から　ハ）１８：００頃から

（２）入　浴

当施設では１週間に２回以上の入浴又は清拭を行う。

（３） 排　泄

当施設では、排泄の自立を促すために、入居者の方の身体能力を最大限活用した援助を行う。

（４） 機能訓練

当施設では、入居者の方の身体状況に応じて、残存機能の低下防止を図るため、日常生活的リハビリを機能訓練指導員の指導のもと、日々介護・看護職員が訓練を行う。

（５） 健康管理

当施設では、嘱託の医師や常勤の看護職員が、健康管理を行う。

（６） 相談及び援助

当施設では、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（７） 送　迎

当施設では、入居及び退居時には、入居者の希望、状態により自宅等まで送迎を行う。

（８） その他のサービスの提供

当施設では、寝たきり防止の為出来る限り離床に努める。又、清潔で快適な生活が、送れるようにし、出来るだけ個々の生活リズムに合った援助を行うよう配慮する。

（入居料その他の費用）

第８条　当施設の入居料金その他の費用額は、別表２に定めるとおりとする。ただし別表２のユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)と加算は介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合での負担とする。

２　入居料等の徴収に当たっては、あらかじめ入居者及びその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条　入居者は、サービス利用に当たって以下のことに留意しなければならない。

（１）入居者は、居室及び共同施設、敷地の利用方法等に関し、その本来の用途に従って十分な注意を持って利用するものとする。

（２）入居者が、他の居室に立ち入る場合等は、プライバシーを尊重しなければならない。

（３）入居者が、外出・外泊する場合は、あらかじめその旨を事業所に届け出る。

（非常災害対策）

第１０条 当施設は、非常災害その他の緊急の事態に備えて、具体的（火災・地震等）な計画を作成し、防火管理責任者を定めておくと共に、非常災害に備え定期的に避難・誘導訓練を行う。

（緊急時における対応方法）

第１１条 介護・看護従事者は、サービスの提供を行っている時に、入居者の症状に急変が生じた場合、又は、その他必要な場合は速やかに家族及び嘱託医師への連絡を行うなどの、必要な措置を講ずると共に、管理者（園長）に報告する。

（ハラスメントに関する事項）

第１２条　当施設は、従業員の職場環境向上を図るため「社会福祉法人藤聖母園ハラスメント防止等規程」に基づき、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

（業務継続に向けた取り組み）

第１３条　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を講じるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１４条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 職員に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）適切に実施するための担当者を置く。

（その他の運営に関する重要事項）

第１５条 職員又は職員であった者は、正当な理由もなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２ 事業者は、職員及び職員であった者が、正当な理由もなく業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員である間及び職員でなくなった後においても、秘密を保持しなければならない旨を雇用契約の内容とする。

３ サービス提供に関する入居者又は家族からの要望（苦情）等に関しては、迅速且つ適切に対応するため要望（苦情）等受付窓口を設置する。

４ 感染症又は食中毒が発生・まん延しないよう委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練などの対策を講じるものとする。

５ 褥瘡が発生しないよう適切な看護・介護を行うと共に、その発生を防止するように努める。

６ 入居中に生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、「身体拘束廃止に向けた取り組み」に従い対処する。

（その他）

第１６条 当施設の運営に関する事項は、条例並びにこの規程及び重要事項説明書に定めるほか、入居者及びその家族と、当法人・当施設管理者が協議して定める。

附　　則

（実施期間）

１．　この規程は、平成１９年　４月　１日から実施する。

（暫定措置）

２．　前項の規程に関わらず、平成１９年４月１日から４月３０日までの間、

別表　２　中

要介護　１	日額　657 円
要介護　２	日額　728 円
要介護　３	日額　798 円
要介護　４	日額　869 円
要介護　５	日額　929 円

を

要介護　１	日額　629 円
要介護　２	日額　710 円
要介護　３	日額　780 円
要介護　４	日額　851 円
要介護　５	日額　921 円

に、

第1段階	日額　820 円
第2段階	日額　820 円
第3段階	日額　1640 円
第4段階	日額　1970 円

を

第1段階	日額　0 円
第2段階	日額　320 円
第3段階	日額　320 円
第4段階	日額　320 円

に、

「その他」
買い物代、業者依頼のクリーニング代、ジュース代等の個人が消費する物、又、個人の持込みの電化製品の電気代に関しては、実費負担とさせて頂きます。

を

「その他」
買い物代、業者依頼のクリーニング代、ジュース代等の個人が消費する物に関しては、実費負担とさせて頂きます。

に読み替え、

別表　３　中

要介護　1	日額　657 円
要介護 2･3	日額　757 円
要介護 4･5	日額　894 円

を

要介護　1	日額　639 円
要介護 2･3	日額　749 円
要介護 4･5	日額　886 円

に、

第1段階	日額　820 円
第2段階	日額　820 円
第3段階	日額　1640 円
第4段階	日額　1970 円

を

第1段階	日額　0 円
第2段階	日額　320 円
第3段階	日額　320 円
第4段階	日額　320 円

に、

「その他」
買い物代、業者依頼のクリーニング代、ジュース代等の個人が消費する物、又、個人の持込みの電化製品の電気代に関しては、実費負担とさせて頂きます。

を

「その他」
買い物代、業者依頼のクリーニング代、ジュース代等の個人が消費する物に関しては、実費負担とさせて頂きます。

に読み替え

それぞれ適用するものとする。

（旧規程の廃止）

３．　特別養護老人ホーム　藤の園　運営規程（平成１２年４月１日施行）は廃止する。

附　　則

（実施期間）

1. この規程は、平成２０年　４月　１日より実施する

附　　則

（実施期日）

この規程は、平成２１年　４月　１日から実施する。

附　　則

（実施期日）

この規程は、平成２２年　４月　１日から実施する。

附　　則

（実施期日）

この規程は、平成２３年　５月２１日から実施し、同年　４月　１日から適用する。

附　　則

（実施期日）

この規程は、平成２４年　５月２５日から実施し、同年　４月　１日から適用する。

附　　則
（実施期日）
１　この規程は、平成２５年　５月２４日から実施し、同年　４月　１日から適用する。
（経過措置）
２　前項の規定にかかわらず、別表１中「｜宿直専門員｜(２名)」とあるのは、平成２５年４月　１日から同年　４月２９日までの間は、「｜宿直職員｜(１名)」と読み替えて適用するものとする。

附　　則
（実施期日）
この規程は、平成２６年　５月２４日から実施し、同年　４月　１日から適用する。

附　　則
（実施期日）
この規程は、平成２７年　５月２３日から実施し、同年　４月　１日から適用する。

附　　則
（実施期日）
この規程は、平成２７年　８月　１日から実施する。

附　　則
（実施期日）
この規程は、平成２８年　４月　１日から実施する。

附　　則
（実施期日）
この規程は、平成２９年　４月　１日から実施する。

附　　則
（実施期日）
この規程は、平成３０年　４月　１日から実施する。

附　　則
（実施期日）
この規程は、平成３０年　８月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０１９年　４月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０１９年　7月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０１９年１０月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０１９年１１月　９日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２０年　４月　１日から実施する。
附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２０年　６月　１０日から実施し、同年　６月　１日から適用する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２０年　１１月　１１日から実施し、同年　９月　１日から適用する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２１年　４月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
１．この規程は、２０２１年　６月　１６日から実施し、同年　６月　１日から適用する。
２．前項の規定にかかわらず、別表２中の利用者負担段階区分の食費の日額の改正については、２０２１年　８月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２１年　１１月　９日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２２年　　４月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２２年　６月　１５日から実施し、同年　１０月　１日から適用する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２３年　　４月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２３年　　４月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２３年　　１１月　１１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２４年　　４月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
１．この規程は、２０２４年　６月　１２日から実施し、同年　６月　１日から適用する。
２．前項の規定にかかわらず、別表２中の理美容代については２０２４年６月１２日から実施し、同年　４月　１日から適用する。
３．前項の規定にかかわらず、別表２中の利用者負担段階区分の居住費の日額の改正については、２０２４年　８月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２４年　　１１月　１２日から実施する。

附　　則
（実施期日）
この規程は、２０２５年　　４月　１日から実施する。

附　　則
（実施期日）
この規程は、２０２６年　　４月　１日から実施する。

附　　則
(実施期日)
この規程は、２０２６年　　６月　１１日から実施し、同年　６月　１日から適用する。

附　　則
（実施期日）
この規程は、２０２６年　　８月　２０日から実施し、同年　８月　１日から適用する。

別表　1（第５条関係）

職　　種	現　員　数		職　務　内　容
	常勤（嘱託）	非常勤（パート）	
管理者（園長）	1名		事業所の業務を統括管理する
副園長 (生活相談員兼務)	1名		園長の業務を補佐する。
事 務 職 員	1名（2名）		庶務及び会計等の事務業務に従事する
生活相談員	1名		利用者及び家族の相談に応じ、必要な助言とその他の援助を行う
介護支援専門員	1名		利用サービス計画の作成等に従事する
医　　師		1名	利用者の状況を把握し、診察・健康管理及び保健衛生指導に従事する
機能訓練指導員 ※（看護職員兼務）	1名		介護・看護職員と共に、利用者の機能低下を予防する業務に従事する
看 護 職 員	2名(1名)	(2名)	医師の診療補助及び、看護並びに利用者の保健衛生管理及び日常生活の援助に従事する
看護師	(1名)	(2名)	医師の診療補助及び、看護並びに利用者の保健衛生管理及び日常生活の援助に従事する
准看護師	2名		
介 護 職 員 ※(夜勤専門職員含む)	31名(3名)	(2名)	利用者の介護及び日常生活の援助に従事する
介護福祉士	27名(3名)	(2名)	
そ　の　他	4名		
管理栄養士		1名	適切な栄養指導と食品及び衛生管理に努め、調理員を指揮・監督する
栄　養　士	(1名)		〃
調　理　員	4名		食品衛生に留意し調理業務に従事する
業　務　員	1名	(2名)	設備の管理と整備、及び衛生管理（洗濯・清掃）に従事する

※　パート職員の中に派遣職員も含みます。

別表　２（第８条関係）

区　　分	負担金額(利用者負担割合が１割の方の金額を表記しております)	
ユニット型介護福祉施設 ユニット型旧措置入所者 サービス費（Ⅰ）	要介護　１	日　額　６７０　円
	要介護　２	日　額　７４０　円
	要介護　３	日　額　８１５　円
	要介護　４	日　額　８８６　円
	要介護　５	日　額　９５５　円
加　　算	看護体制加算(Ⅰ)ロ	日　額　４　円
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	日　額　１８　円
	初 期 加 算(注１)	日　額　３０　円
	入院・外泊時の費用(注２)	日　額　２４６　円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	日　額　２２　円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	計算方法は(注３)を参照
	看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日～45日　１日　72円 死亡日以前4～30日　１日　144円 死亡日前日、前々日　１日　680円 死亡日　１日1,280円
	若年性認知症利用者受入加算（注４）	日　額　１２０　円
	退所前訪問相談援助加算	入居中１回を限度　４６０　円
	退所後訪問相談援助加算	退所後１回を限度　４６０　円
	退所時相談援助加算	１回を限度　４００　円
	退所前連携加算	１回を限度　５００　円
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月　額　１０　円

区　　分	負担金額(利用者負担割合が２割の方の金額を表記しております)	
ユニット型介護福祉施設 ユニット型旧措置入所者 サービス費（Ⅰ）	要介護　１	日　額　１，３４０　円
	要介護　２	日　額　１，４８０　円
	要介護　３	日　額　１，６３０　円
	要介護　４	日　額　１，７７２　円
	要介護　５	日　額　１，９１０　円
加　算	看護体制加算(Ⅰ)ロ	日　額　８　円
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	日　額　３６　円
	初 期 加 算(注１)	日　額　６０　円
	入院・外泊時の費用(注２)	日　額　４９２　円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	日　額　４４　円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	計算方法は(注３)を参照
	看取り介護加算	死亡日以前31日～45日　１日　144円 死亡日以前4～30日　１日　288円 死亡日前日、前々日　１日1,360円 死亡日　１日2,560円
	若年性認知症利用者受入加算（注４）	日　額　２４０　円
	退所前訪問相談援助加算	入居中１回を限度　９２０　円
	退所後訪問相談援助加算	退所後１回を限度　９２０　円
	退所時相談援助加算	１回を限度　８００　円
	退所前連携加算	１回を限度　１，０００　円
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月　額　２０　円

別表　２（第８条関係）

区　　分		負担金額(利用者負担割合が３割の方の金額を表記しております)	
ユニット型介護福祉施設 ユニット型旧措置入所者 サービス費（Ⅰ）		要介護　１	日　額　２，０１０円
		要介護　２	日　額　２，２２０円
		要介護　３	日　額　２，４４５円
		要介護　４	日　額　２，６５８円
		要介護　５	日　額　２，８６５円
	加　　算	看護体制加算(Ⅰ)ロ	日　額　１２円
		夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	日　額　５４円
		初 期 加 算(注１)	日　額　９０円
		入院・外泊時の費用(注２)	日　額　７３８円
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	日　額　６６円
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	計算方法は(注３)を参照
		看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日～45日　1日216円 死亡日以前4～30日　1日 432円 死亡日前日、前々日　1日2,040円 死亡日　1日3,840円
		若年性認知症利用者受入加算（注４）	日　額　３６０円
		退所前訪問相談援助加算	入居中 1回を限度　1,380円
		退所後訪問相談援助加算	退所後 1回を限度　1,380円
		退所時相談援助加算	1回を限度　1,200円
		退所前連携加算	1回を限度　1,500円
		生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月　額　３０円

利用者負担段階区分	負担金額	
	居　住　費	食　費
第１段階	日　額　８８０円	日　額　３００円
第２段階	日　額　８８０円	日　額　３９０円
第３段階①	日　額　１，３７０円	日　額　６８０円
第３段階②	日　額　１，４７０円	日　額　１，４２０円
第４段階	日　額　２，０６６円	日　額　１，５４５円

理 美 容 代	1回 １，７００円
教養娯楽費	クラブ活動的な内容によっては、参加費・材料費等を頂くことがあります
日常生活費	ティッシュペーパー(5箱入り)330円、浣腸(1回)170円、綿棒(1袋)200円、ハブラシ(1本)110円、歯磨き粉(1本)220円、入歯洗浄剤(1箱)770円、シャンプー(220ml)(1本)350円、手洗い石鹸(1個)110円、ウェットティッシュ(1個)480円、コピー(1枚)10円、ガーゼ(1袋)260円、皮膚洗浄綿(1個)590円、電池(1本)(単1)180円(単2)130円(単3)90円(単4)90円、モンダミン810円、ボディーソープ550円
そ　の　他	買い物代、業者依頼のクリーニング代、ジュース代等の個人が消費するもの、個人での持込みの電化製品の電気代に関しては、実費負担とさせていただきます。

（注１）入所又は、30日以上の入院し退院した場合は、その日から30日に限りこの加算の対象となる。

（注２）入院・外泊時の費用は、期間の初日と最終日を除いた日（１ヶ月に６日が限度）外泊時に介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合(１ヶ月に６日が限度)560 単位が算定されます。

（注３）「介護職員処遇改善加算Ⅰロ」の計算方法は（1日の介護度ごとの自己負担額 ＋ 各種加算）× 利用日数 × 17.6%

（注４）「若年性認知症」と診断され、65歳の誕生日の前々日までが対象です。